

自治体分別一覧表

自治体名	分別方法
徳島市	①分別頑張ったんやけど、燃やすしかないごみ ②燃やせないごみ ③缶・びん・ペットボトル ④プラマーク ⑤新聞紙 ⑥雑誌・段ボール・紙パック ⑦粗大ごみ ⑧有害ごみ
鳴門市	①ガラス類・陶磁器類 ②危険ごみ・有害ごみ（スプレー缶・カセット式ボンベ・電池類等） ③リサイクル可能な飲料用アルミ缶・スチール缶（汚れがあるものは「⑤その他」） ④リサイクル可能なびん（汚れがあるものは「①ガラス類・陶磁器類」） ⑤その他 ※流木などの自然物やクリーンセンターで引き取れないものなどは受け入れ不可 ※分別後、クリーンセンターへ持ち込むこと
小松島市	①燃えるごみ ②廃プラスチック類 ③ペットボトル ④金属・空き缶類 ⑤ビン・ガラス類 ⑥資源ごみ（新聞・雑誌・段ボール） ⑦粗大ごみ
阿南市	阿南市ごみ分別方法により分別を行い、エコパーク阿南へ持ち込むこと。
美波町	海部郡共通のボランティア袋により、可燃と不燃で分別
牟岐町	海部郡共通のボランティア袋により、可燃と不燃で分別
海陽町	海部郡共通のボランティア袋により、可燃と不燃で分別
松茂町	①可燃ごみ ②空き缶 ③金属類 ④ガラス・陶器 ⑤ビン ⑥プラスチック類（硬質） ⑦プラスチック類（軟質） ⑧ペットボトル

※一覧表にない海岸漂着物の処理方法については該当する各市町に直接ご確認ください。

<備考>

海岸清掃時の注意事項はパンフレットも作成しておりますのでそちらもご参照ください。

掲載ページ

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kurashi/recycling/7214652/>